

3 川 監 公 第 3 号

令和3年3月25日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

定期（財務）監査の結果

1 監査の種類

定期（財務）監査

2 監査の対象

区役所（道路公園センターを除く。）、上下水道局

3 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の期間

令和2年12月1日から令和3年3月4日まで

5 監査の方法

対象部局ごとの事業実態や各執行課のリスク等を踏まえた上で、システムを活用した確認、書類審査、担当職員への質問、現地調査等の方法により行った。

6 監査の着眼点

（1）予算執行事務

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

（2）収入事務

調定、徴収及び現金取扱事務は適正に行われているか。また、債権管理事務は適切に行われているか。

（3）支出事務

違法、不当その他不適正な支出はないか。

（4）契約事務

契約の時期及び方法並びに履行確認は適正に行われているか。

（5）財産管理事務

財産の取得、処分及び管理は適正に行われているか。

(6) 経営に係る事業運営

経営に係る事業の管理は適正に行われているか。

7 監査の結果

川崎市監査基準（令和2年監査訓令第1号）に準拠し、前述のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。

財務関係法令等に基づき手続を適正に行われたい。

なお、行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等については、今回の監査対象である区役所及び上下水道局を含めて全庁的な調査が実施され、徴収すべきものであるが未徴収の事例、許可書の記載内容や規則の規定に課題のある事例等が公表されている。このうちのいくつかは、今回の監査の過程においても抽出されているところであるが、調査結果の中で掲げられている再発防止策等に基づき、適切に対応することを望むものである。

(1) 広告掲載料の徴収を適正に行うべきもの

地方自治法第243条によると、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならないとされており、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項にこれらを行うことができる場合として、使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、寄附金、貸付金の元利償還金、使用料及び手数料に係る延滞金並びに賃貸料、物品売払代金、寄附金及び貸付金の元利償還金に係る遅延損害金が列挙されている。

令和元年度あさお観光資源の魅力紹介事業実施委託契約に係る仕様書についてみたところ、市は、観光ガイドブックの製作に当たり、広告を

掲載し、広告掲載料を収納することを受託者である麻生観光協会に委託していた。また、当該委託に係る収支決算報告書及び収納済通知書を確認したところ、広告掲載料は市に納入されており、納人は広告主ではなく、麻生観光協会となっていた事例があった。

広告掲載料は、地方自治法施行令第158条第1項に列挙された歳入には該当しないため、私人に行わせることができないものであることから、広告掲載料の収納方法を見直されたい。

(麻生区役所まちづくり推進部地域振興課)

(2) 調定を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則（昭和39年規則第31号）第44条によると、歳入徴収者は歳入を調定しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうか、その他法令、条例又は契約に違反する事実がないかどうかを調査し、これをしなければならぬとされている。

施設使用料に係る調定についてみたところ、納付書の再送付に当たり誤って再度歳入を調定したことにより、調定が重複していた事例があった。

規則に基づき調定を適正に行われたい。

(麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

(3) 徴収手続を適正に行うべきもの

川崎市教育財産管理規則（昭和45年教委規則第9条）第17条第3項によると、使用料の納付の方法は、川崎市財産規則（昭和39年規則第33号）第25条及び川崎市金銭会計規則の定めるところによるとされ、川崎市財産規則第25条第1項第1号によると、使用許可の期間が1年以内の場合にあっては、使用許可の期間の開始日から起算して30日以

内に使用料の全額を納付させなければならないとされている。

自動販売機設置に係る教育財産の使用許可についてみたところ、徴収手続が遅れたことにより、規則に定める期限内に使用料を納付させていなかった事例があった。

規則に基づき徴収手続を適正に行われたい。

(高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

(4) 徴収猶予に係る手続を適正に行うべきもの

川崎市国民健康保険条例（昭和33年条例第15号）第38条第1項によると、市長は、納付義務者が災害等によりその保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合において、当該納付義務者が保険料の徴収猶予を申請したときは、徴収猶予をすることができるとされており、同条第2項では、保険料の徴収猶予を受けようとする者は、申請書にその事由を証明する書類を添えて納期限内に市長に提出しなければならないとされている。

保険料の徴収猶予に係る手続についてみたところ、事由を証明する書類が添付されていない申請について徴収猶予を決定していた事例があった。

条例に基づき徴収猶予の手続を適正に行われたい。

(麻生区役所区民サービス部保険年金課)

(5) 公示送達を適正に行うべきもの

国民健康保険料及び介護保険料に係る納入通知書、督促状について、その送達を受けるべき者の住所が明らかでない場合などには、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条及び介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2により、その送達に代えて公示送達をすることが

できるとされ、本市では、国民健康保険料に係る賦課徴収等関係書類の公示送達等事務処理要領及び介護保険料に係る賦課徴収等関係書類の公示送達等事務処理要領（以下「公示送達等事務処理要領」という。）に基づき公示送達を行うこととされている。

不達返戻となった納入通知書及び督促状についてみたところ、次の事例があった。

法令等に基づき公示送達を適正に行われたい。

ア 国民健康保険料に係る督促状について、公示送達を行っていなかった事例

（川崎区役所田島支所区民センター）

イ 介護保険料に係る納入通知書又は督促状について、公示送達を行っていなかった事例

（川崎区役所大師支所区民センター、高津区役所区民サービス部保険年金課）

（6）不納欠損処分の手続を適正に行うべきもの

地方自治法第236条第1項によると、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅するとされている。

また、川崎市金銭会計規則第58条第1項によると、債権が消滅したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければならないとされている。

滞納債権についてみたところ、次の債権に係る不納欠損処分を行っていなかった事例があった。

法令等に基づき不納欠損処分の手続を適正に行われたい。

ア 生活保護費返還金収入

（宮前区役所地域みまもり支援センター保護課）

イ 市民館使用料延滞金

(麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

(7) 予算執行同等の手続を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされており、同規則第25条に支出負担行為として整理する時期が定められている。

しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

規則に基づき予算執行同等の手続を適正に行われたい。

(川崎区役所まちづくり推進部総務課、地域みまもり支援センター保護第1課、大師支所区民センター、大師地区健康福祉ステーション保護課、田島地区健康福祉ステーション保護課、幸区役所地域みまもり支援センター地域支援課、中原区役所危機管理担当、高津区役所地域みまもり支援センター地域支援課、麻生区役所危機管理担当、まちづくり推進部総務課)

(8) 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則（昭和47年規則第19号）第3条及び川崎市事務決裁規程（昭和41年訓令第8号）第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

規則等に基づき物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

(川崎区役所まちづくり推進部企画課、地域みまもり支援センター地域支援課、同保護第1課、幸区役所地域みまもり支援センター地域支援課、高津区役所地域みまもり支援センター地域支援課、多摩区役所地域みまもり支援センター地域支援課、麻生区役所危機管理担当)

(9) 支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則第9条第2項によると、請求書の首標金額の頭初に「¥」の記号を表示するものとされている。

また、会計室が作成した会計事務の手引き等によると、訂正ができない請求書の請求金額、請求者名及び受取人名以外の請求内容に訂正がある場合は、二重線を引いた訂正箇所に請求印が押印されていることとされており、請求書等の記載はボールペン等、筆跡の消えないものを用いることとされている。

支出に係る請求書等をみたところ、次の事例があった。

規則等に基づき支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行われたい。

ア 首標金額の頭初に「¥」の記号がなかった事例

(多摩区役所地域みまもり支援センター保護課)

イ 修正液等で請求日等を訂正していた事例

(川崎区役所危機管理担当、中原区役所危機管理担当、上下水道局西部下水道管理事務所)

ウ 筆跡が消えるボールペン等で記載していた事例

(川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、地域みまもり支援センター地域ケア推進課、同保護第1課、中原区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、高津区役所危機管理担当、宮前区役所まちづくり推進部地域振興課、同生涯学習支援課、多摩区役所地域みまもり支援センター保護課、麻生区役所危機管理

担当、上下水道局中部サービスセンター、水運用センター、北部下水道管理事務所)

(10) 出産育児一時金に係る手続を適正に行うべきもの

国民健康保険加入者に支給される出産育児一時金については、「海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の支給の適正化に向けた対策等について」（平成31年4月1日付け保国発0401第2号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）において、海外出産に係る出産育児一時金の不正請求対策を講じることとされており、本市では、海外で生まれた子が市内において住民登録が行われない場合、神奈川県国民健康保険団体連合会に海外の医療機関等への調査を依頼し、その調査結果に基づき、支給の可否を判断することとされている。

出産育児一時金に係る手続についてみたところ、調査を依頼せずに支給を決定していた事例があった。

通知等に基づき出産育児一時金に係る手続を適正に行われたい。

(川崎区役所大師支所区民センター)

(11) 葬祭費に係る手続を適正に行うべきもの

川崎市国民健康保険葬祭費の支給に関する事務処理要領によると、葬祭費の支給要件は葬祭を行ったこととされ、葬祭費の支給申請時に申請者に葬祭を行ったことがわかるものを提出させ、確認を行うこととされている。

葬祭費に係る手続についてみたところ、葬祭を行ったことが明確に確認できない領収書を徴取し、支給を決定していた事例があった。

要領に基づき葬祭費に係る手続を適正に行われたい。

(川崎区役所大師支所区民センター)

(12) 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

地方自治法第232条の5第2項によると、支出の特例として資金前渡等の方法が認められているが、職員等による立替払は認められていない。

前渡金に係る出納事務についてみたところ、職員が出席負担金の立替払を行っていた事例があった。

法令に基づき前渡金の事務処理を適正に行われたい。

(中原区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課)

(13) 入札事務を適正に行うべきもの

川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）第14条の2によると、あらかじめ最低制限価格を設ける必要がある場合は、予定価格の3分の2を下らない範囲内で定めるものとされており、川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱（以下「要綱」という。）において、最低制限価格を設定する契約が定められている。

最低制限価格を設定すべき委託契約に係る入札事務についてみたところ、要綱では、機械警備業務を除く警備業務及び樹木せん定等業務は、予定価格に10分の8を乗じて得た額を最低制限価格として定めるものとされているが、最低制限価格を設定していなかったことにより、最低制限価格を下回る価格で落札業者を決定していた事例があった。

規則等に基づき入札事務を適正に行われたい。

(麻生区役所まちづくり推進部総務課、同生涯学習支援課)

(14) 契約書を適正に作成すべきもの

地方自治法第234条第5項によると、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、普通地方公共団体の長等が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとされている。

平成31年度地域課題解決事業運営等支援業務委託契約書をみたところ

る、受託者の押印がされていなかった。

また、令和元年度多摩区ガイドマップ作成業務委託契約書では、契約年月日の一部が空欄となっていた。

契約書の作成を適正に行われたい。

(多摩区役所まちづくり推進部地域振興課)

(15) 産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行うべきもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号によると、事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準が定められており、委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、委託する産業廃棄物の種類及び数量等についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていることとされている。

多摩市民館粗大ごみ収集運搬処分業務委託についてみたところ、産業廃棄物の種類及び数量など法令等で定める条項を満たす契約書を作成せずに請書を徴していた事例があった。

法令等に基づき産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行われたい。

(多摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

(16) 再委託の承諾に係る事務を適正に行うべきもの

令和2年度水道料金業務等オンラインシステム運用保守業務委託契約書によると、受注者は、主要な部分を除き業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託する業務の範囲、再委託する理由、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策等を記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を書面により受けなければならないとされている。

当該委託の再委託に係る事務についてみたところ、契約書に定められている内容が、受注者から提出された書面に具備されておらず、また、

市も書面による承諾をしていなかった。

契約書に基づき手続を適正に行われたい。

(上下水道局サービス推進部営業課)

(17) その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 適正な会計年度区分により収入を行うべきもの

納入通知書の発した日の属する令和2年度の歳入とすべき随時の収入について、令和元年度の歳入としていた事例

(幸区役所まちづくり推進部総務課、高津区役所まちづくり推進部総務課、宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、多摩区役所まちづくり推進部総務課、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

イ 収納金の払込みを適正に行うべきもの

生活保護費返還金について、定められた日までに払込みを行っていなかった事例

(川崎区役所田島地区健康福祉ステーション保護課)

ウ 釣銭資金保管簿を作成すべきもの

夜間校庭開放用コイン販売に係る釣銭資金について、釣銭資金保管簿を作成していなかった事例

(高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

エ 領収書受払簿を作成すべきもの

複写機収入等に係る領収書について、領収書受払簿を作成していなかった事例

(麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

オ 収納金受払簿を作成すべきもの

収納金の収納及び払込みについて、収納金受払簿を作成していなか

った事例

(川崎区役所まちづくり推進部総務課、中原区役所まちづくり推進部企画課)

カ 不達返戻となった納入通知書及び督促状の処理を適正に行うべきものの

(ア) 公示送達等事務処理要領において作成することとされている不達返戻書類管理簿及び不達返戻処理票の一部を作成していなかった事例

(川崎区役所区民サービス部保険年金課、大師支所区民センター、多摩区役所区民サービス部保険年金課)

(イ) 公示送達等事務処理要領において決裁を受けることとされている不達返戻処理票の決裁をしていなかった事例

(幸区役所区民サービス部保険年金課)

キ 定められた期限内に支出すべきものの

事務用品の購入について、定められた期限内に支出を行っていない事例

(高津区役所地域みまもり支援センター地域支援課)

ク 支出命令書の作成を適正に行うべきものの

請求書に記載されている内訳に対し支出命令書の件名が誤っていた事例

(宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

ケ 前渡金管理者口座の管理を適正に行うべきものの

預金により生じた利子について払込みを行っていない事例

(中原区役所地域みまもり支援センター保護課、多摩区役所まちづくり

推進部総務課)

コ 支払方法が適切に記載された契約書を作成すべきもの

契約書に誤った支払方法を記載していた事例

(高津区役所まちづくり推進部地域振興課)

サ 支払方法等が適切に記載された請書を徴取すべきもの

(ア) 請書に誤った支払方法が記載されていた事例

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課、多摩区役所危機管理担当)

(イ) 請書に精算に関する記載がなかった事例

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課、中原区役所まちづくり
推進部地域振興課、多摩区役所危機管理担当)

シ 検査確認書を作成すべきもの

保守契約等に係る検査確認済みを証する書類を作成していなかった
事例

(幸区役所まちづくり推進部総務課、多摩区役所まちづくり推進部総
務課、同生涯学習支援課)

ス 契約関係文書の確認を適正に行うべきもの

(ア) 履行期間中に完了届が提出され検査確認を行っていた事例

(川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

(イ) 検査確認書における業務完了日及び検査日の記載が誤っていた事
例

(川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、中原区役所地域みま
もり支援センター地域支援課)

(ウ) 委託業務完了届に業務完了日が記載されていなかった事例

(中原区役所危機管理担当)

セ 定期支払に係る検査確認を適正に行うべきもの

定期支払について、定められた期限内に検査確認を行っていないかった事例

(高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

ソ 公有財産の管理を適正に行うべきもの

案内サインについて、道路占用許可を受けていなかった事例

(中原区役所まちづくり推進部企画課)

タ 備品等の管理を適正に行うべきもの

(ア) 不用の決定及び処分等の決定等を行わずに廃棄していた事例

(川崎区役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部区民課、大師支所区民センター、幸区役所まちづくり推進部総務課、地域みまもり支援センター地域支援課、中原区役所まちづくり推進部地域振興課、区民サービス部区民課、高津区役所まちづくり推進部総務課、同生涯学習支援課、地域みまもり支援センター地域支援課、多摩区役所区民サービス部区民課、地域みまもり支援センター地域支援課、同高齢・障害課、麻生区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、上下水道局水道部水道管理課、水道整備課、第2配水工事事務所、第3配水工事事務所、水運用センター、浄水課、生田浄水場、北部下水道管理事務所)

(イ) 所在が不明となっていた事例

(川崎区役所大師地区健康福祉ステーション、幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、中原区役所まちづくり推進部総務課、地域みまもり支援センター地域ケア推進課、高津区役所まちづくり推進部地域振興課、同生涯学習支援課、宮前区役所まちづくり推進部総務課、地域みまもり支援センター地域ケア推進課、同地域支援課、同高齢・障害課、多摩区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、同生涯学

習支援課、麻生区役所まちづくり推進部総務課、同生涯学習支援課、
地域みまもり支援センター地域ケア推進課)

(ウ) 保管換えの手続を行っていなかった事例

(高津区役所まちづくり推進部総務課、宮前区役所区民サービス部保
険年金課、多摩区役所地域みまもり支援センター保護課)

(エ) 備品等とすべき物品を備品整理簿等に登載していなかった事例

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課、幸区役所危機管理担当、
中原区役所危機管理担当、まちづくり推進部企画課、高津区役所危機
管理担当、まちづくり推進部生涯学習支援課、宮前区役所まちづくり
推進部企画課、多摩区役所危機管理担当、麻生区役所危機管理担当、
まちづくり推進部総務課、上下水道局総務部労務課)

チ 消耗品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 印紙、切手その他消耗品について、消耗品出納簿等と実際の数量
が一致していなかった事例

(川崎区役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部区民課、地域
みまもり支援センター高齢・障害課、大師地区健康福祉ステーション、
田島地区健康福祉ステーション、同保護課、幸区役所まちづくり推進
部地域振興課、中原区役所まちづくり推進部総務課、地域みまもり支
援センター地域ケア推進課、同地域支援課、同高齢・障害課、高津区
役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部保険年金課、地域みま
もり支援センター地域ケア推進課、同地域支援課、同保護課、宮前区
役所まちづくり推進部総務課、同生涯学習支援課、区民サービス部向
丘出張所、地域みまもり支援センター地域支援課、同高齢・障害課、
同保護課、多摩区役所危機管理担当、まちづくり推進部総務課、地域
みまもり支援センター児童家庭課、麻生区役所まちづくり推進部生涯

学習支援課、区民サービス部保険年金課、地域みまもり支援センター
高齢・障害課、上下水道局総務部庶務課)

(イ) 消耗品出納簿への登載を省略できない切手等を登載していなかった
事例

(幸区役所まちづくり推進部総務課、中原区役所まちづくり推進部総
務課、宮前区役所区民サービス部区民課、多摩区役所まちづくり推進
部総務課、麻生区役所まちづくり推進部総務課)

ツ 自動車臨時運行許可手続を適正に行うべきもの

臨時運行許可証・番号標未返納者対応表を作成していなかった事例

(幸区役所区民サービス部区民課、多摩区役所区民サービス部区民課)